

# 平成29年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成29年10月26日（木）

午後3時30分から

場所：スカイホール会議室

## 1 開会

## 2 町長挨拶

## 3 議題

- 1) 瑞穂町いじめ防止基本方針の改定（案）について
- 2) 瑞穂町の教育行政について
- 3) 教育委員会の施策等について
- 4) その他

## 4 閉会

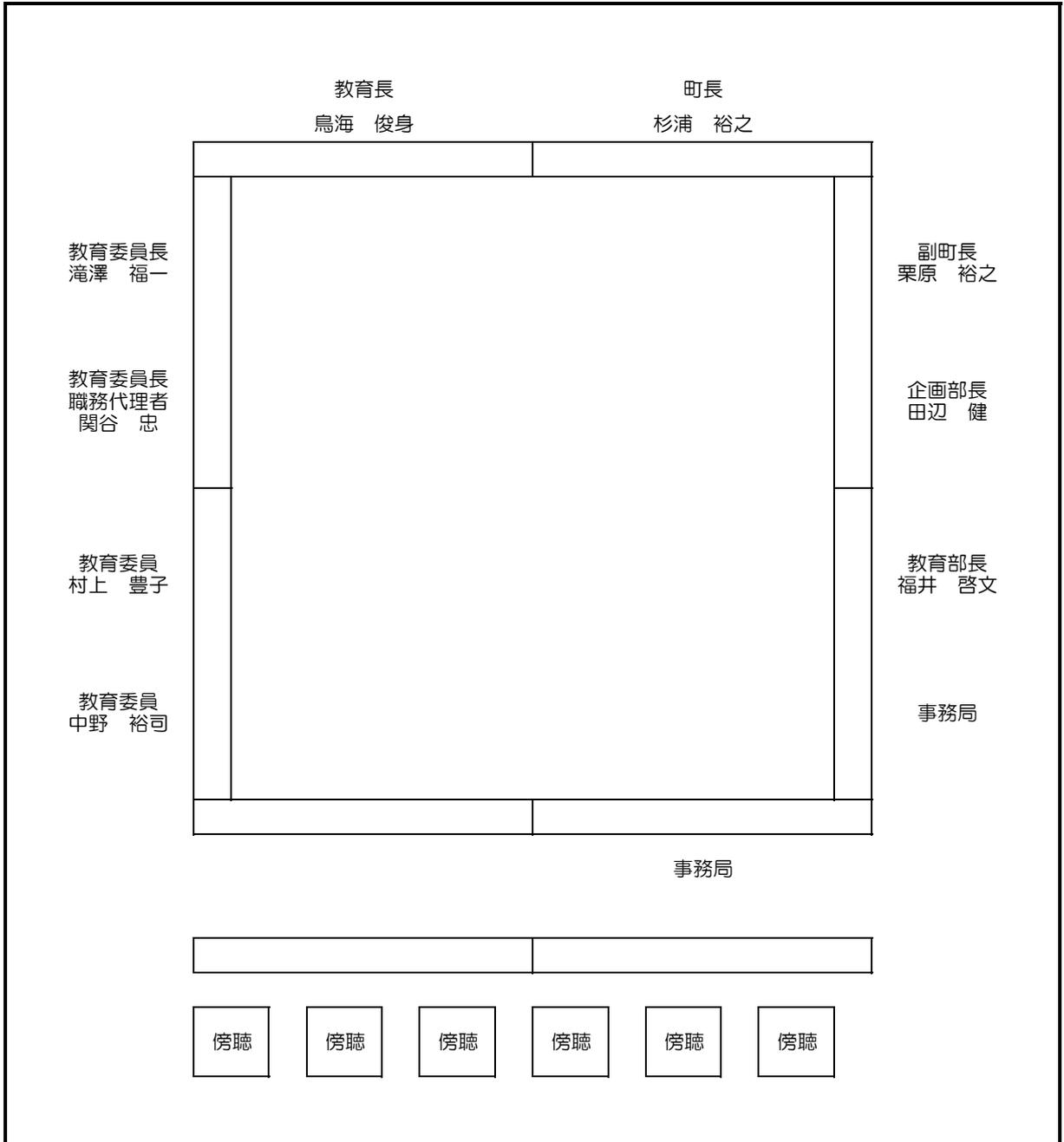
### 【机上配布資料】

- 平成29年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第
- 平成29年度 第1回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1-1 瑞穂町いじめ防止基本方針の改定（案）について
- 資料1-2 現行の瑞穂町いじめ防止基本方針へ追加する事項
- 資料1-3 瑞穂町いじめ防止基本方針（改定案）
- 資料2-1 教育委員会の施策等について
- 資料2-2 いじめ防止対策について
- 資料2-3 特色ある学び「ふるさと学習」『みずほ学』スタート
- 参考資料 瑞穂町総合教育会議要綱

平成29年度 第1回総合教育会議 席次

スカイホール会議室

窓 際



廊 下

**1 改定の趣旨**

平成25年6月公布のいじめ防止対策推進法及び、平成26年6月に制定された東京都いじめ防止対策推進条例を受け、瑞穂町では平成26年9月に瑞穂町いじめ防止基本方針を策定し、児童・生徒のいじめ防止に取り組んできました。

この度、平成29年3月16日付文部科学省初等中等教育局長通知「「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について（通知）」が発出され、いじめ防止への取組内容が具体的に示されました。この通知により示された内容のうち、瑞穂町いじめ防止基本方針に記載の無い項目について、同方針に追加する必要があるため、今回改定します。

**2 追加する事項**

追加する事項は別添資料のとおりです。

**3 改定の手順**

- 1 瑞穂町いじめ防止基本方針は、町と教育委員会が定めているため、改定については、町と教育委員会が協議し策定する必要があります。町と教育委員会の協議機関としては、町長が主催する総合教育会議があるので、この会議において協議します。
- 2 町的意思決定については、重要案件であることから、町長の決裁を受けのち、庁議で報告します。
- 3 教育委員会定例会に報告します。
- 4 瑞穂町いじめ防止基本方針改定後、各学校長に同方針を示し、改定内容を踏まえ、各学校の学校いじめ防止基本方針を改定します。

**4 今後の予定**

- 1 総合教育会議 平成29年10月26日
- 2 庁議 平成29年11月
- 3 教育委員会定例会 平成29年11月24日
- 4 瑞穂町いじめ防止基本方針改定 平成29年11月
- 5 校長連絡会で周知 平成29年12月7日
- 6 各学校の学校いじめ防止基本方針改定 平成30年3月末日までに完了

## 4 学校における取組

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### (1) 未然防止

- ・年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。  
(教員研修の回数を設定)
- ・管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。(努力義務の明文化)
- ・学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。  
(学校独自の調査結果やいじめの処理を全校で実施している学校評価の一項目に加え、外部評価も実施)

#### (2) 早期発見

- ・チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。  
(各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図る)
- ・児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。(教員による監視項目を追加)

#### (3) いじめへの対応

- ・いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から、3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。  
(国のいじめの解消の定義との整合)

#### (4) 重大事態の対処

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに瑞穂町教育委員会に報告し、連携をとりながら、調査等の対応を行う。瑞穂町教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

##### 重大事態の例示

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)欠席した場合  
(町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化)

## 5 瑞穂町教育委員会の取組

### (6) 重大事態発生時の対応

- ・学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

同時に、調査した結果は瑞穂町教育委員会から町長に報告する。

#### (保護者等への情報提供と町長への報告を明文化)

町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。(町長による再調査を行うことができる規定を追加)

**「瑞穂町はいじめを絶対に許しません！」**

# **瑞穂町いじめ防止基本方針(改定案)**

**平成26年9月(平成29年 月一部改訂)**

**瑞穂町・瑞穂町教育委員会**

# 「瑞穂町はいじめを絶対に許しません！」

## はじめに

いじめは、児童・生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、精神と生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、いじめへの対応は教育委員会並びに学校における最重要課題の一つである。私たち一人一人が、「いじめは決して許されない。」「いじめはどの学校にも起こりうる。」という意識を常にもち、瑞穂町全体でいじめの問題に対峙しなければならない。

瑞穂町では、「**瑞穂町はいじめを絶対に許さない！**」を学校と瑞穂町教育委員会の合言葉として、「人権尊重」を全ての教育の基盤に据え、これまでもいじめ防止を図るために、いじめ防止担当者を全校に配置し、定期的にいじめ防止担当者会を開催するなど、瑞穂町としての取組の推進をしてきた。

いじめ防止対策推進法並びに東京都いじめ防止対策推進条例の施行、いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）を受け、改めて「いじめは決して許されない行為であり、社会全体の課題である」という認識の下、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「瑞穂町いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

瑞穂町いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、瑞穂町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、瑞穂町立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法や東京都いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となる児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校にも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として、保護者・地域・関係機関と連携して取り組むことが必要である。

#### 1 いじめを許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するように促す。

#### 2 児童・生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。

##### (1) いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるように組織的に守り通す取組を徹底する。

##### (2) 児童・生徒の主体的な取組を支える。

いじめについて勇気をもって教員や保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、いじめを許さないという児童・生徒からの主体的な取組を支援する。

#### 3 教員の指導力の向上と組織的な対応

教員一人一人のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

#### 4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

- ・学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるために、保護者や地域、関係各機関との連携を深め、社会全体で問題解決に向けての取組を進める。
  - ・保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での指導等を通して、規範意識を養うことに努め、児童・生徒をいじめから保護する。
- また、いじめの情報を得た場合には、速やかに学校や教育委員会に連絡、相談するなど、いじめ防止等の取組に協力するように努める。

### 4 学校における取組

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「瑞穂町いじめ防止基本方針」を基に、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

#### 2 組織等の設置

- ・学校は、当該学校における「いじめ防止等に関する措置」を実行的に行うために「いじめ問題対策委員会」を設置する。
- ・重大事態が発生した場合には、瑞穂町教育委員会又は当該学校に「いじめ問題調査委員会」を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### (1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許さない。」という学校全体の雰囲気醸成する。
- ・道徳や人権教育等の充実により、いじめに向かわない態度や心の育成を図る。
- ・児童・生徒がいじめについて学び、主体的に防止する取組の推進を図る。
- ・年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。
- ・児童・生徒や保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ・適切な情報の提供や発信により、家庭・関係機関との緊密な連携・協力関係を構築する。
- ・管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。
- ・学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。

#### (2) 早期発見

- ・日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように注意を払う。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、常に実態把握に努める。  
また、児童・生徒が相談しやすい体制の整備を図る。
- ・チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。
- ・児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。

#### (3) いじめへの対応

- ・いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的な体制を整え、教職員全員が共通理解をしたうえで指導を行う。
- ・いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から、3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。
- ・いじめをした児童・生徒には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。
- ・当該児童・生徒の保護者と連携を図りながら、歩調を合わせた指導を進める。  
また、状況によっては、当該児童・生徒、保護者への支援や助言を行う。
- ・必要に応じて、関係機関や専門家等と連携して対応する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合には、速やかに瑞穂町教育委員会に報告し、連携をとりながら、調査等の対応を行う。瑞穂町教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

##### 重大事態の例示

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合

## 5 瑞穂町教育委員会の取組

### (1) いじめ問題対策委員会の設置

各学校の管理職並びにいじめ問題担当者により、いじめ問題対策委員会を設置する。本委員会において、いじめ問題に関する情報交換や情報の共有化を図り、いじめ防止に関する指導の統一と徹底を図る。

また、学校だけでは解決が困難な問題が発生した場合には、関係機関とも連携を図りながら対応を行う。

### (2) いじめの実態把握

各学校のいじめ発生状況や対応状況を調査・把握し、いじめ防止等への支援を行う。

また、日頃の学校訪問等を通して、いじめ防止等の取組に関して指導・助言を行う。

### (3) 教員研修の実施

健全育成推進部会を中心に、いじめ問題への理解と対応についての研修会を行い、教職員の意識と力量の向上を図る。

### (4) 教育相談体制の充実

都スクールカウンセラーとともに、瑞穂町独自の専任相談員を派遣し、よりきめ細やかで相談しやすい体制を構築する。

### (5) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等、子供たちの健全育成に係わる関係機関や専門家と連携して学校を支援する。

### (6) 重大事態発生時の対応

学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

同時に、調査した結果は瑞穂町教育委員会から町長に報告する。町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

<附則>

この方針は、平成26年9月1日から施行する。

<附則>

この方針の一部改正は、平成29年〇月〇日から施行する。

瑞穂町教育委員会  
平成29年10月26日

## 教育委員会の施策等について

### 1 いじめ防止対策等について 資料 2-2

### 2 平成30年度に予定されている教育委員会の主な施策

#### (1) ふるさと学習「みずほ学」の推進 資料 2-3

平成28年度に施策を立案し、平成29年度から各校で事業を推進しています。この施策は、ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成、同時に次期学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上を図ることを目的としています。

#### (2) 学力向上施策の推進

教育向上基金（再編交付金）を有効活用し、学力向上に向けた事業を継続します。

#### ア 小学生

名 称	対 象	概 要	事業開始年度
漢字検定事業	3・5年生	日本漢字能力検定協会による検定試験を実施します。	21
学習サポーター事業	1年生と学校が希望する1学年	町が独自に配置している学習支援員制度です。	21
補習事業(ステップアップ教室)	1～6年生	実施日、回数、内容等は各学校の実態に応じて行っています。	26
補習事業(フューチャースクール)	6年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を授業の終了後に通学校で実施します。	28

#### イ 中学生

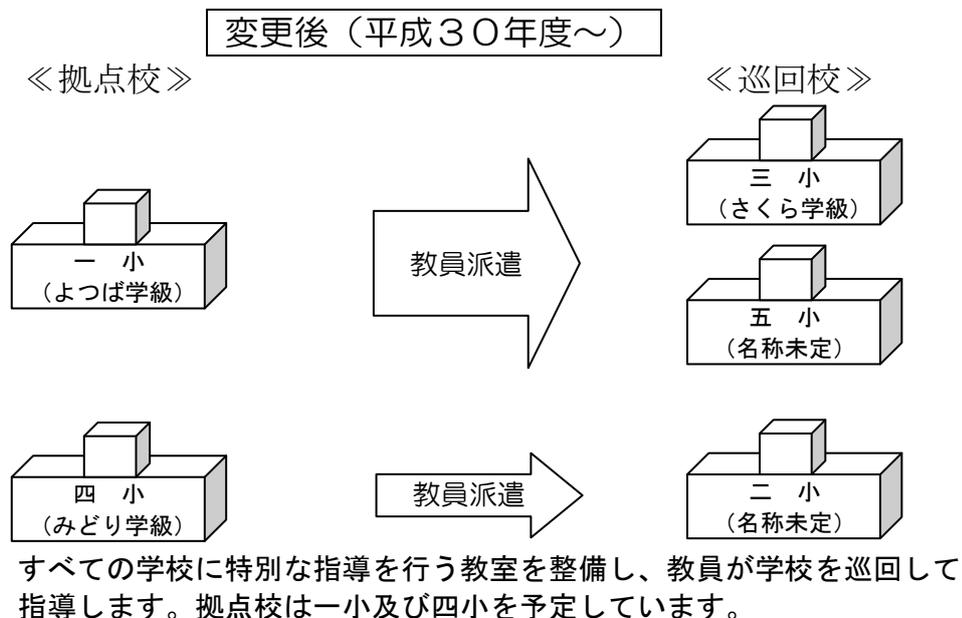
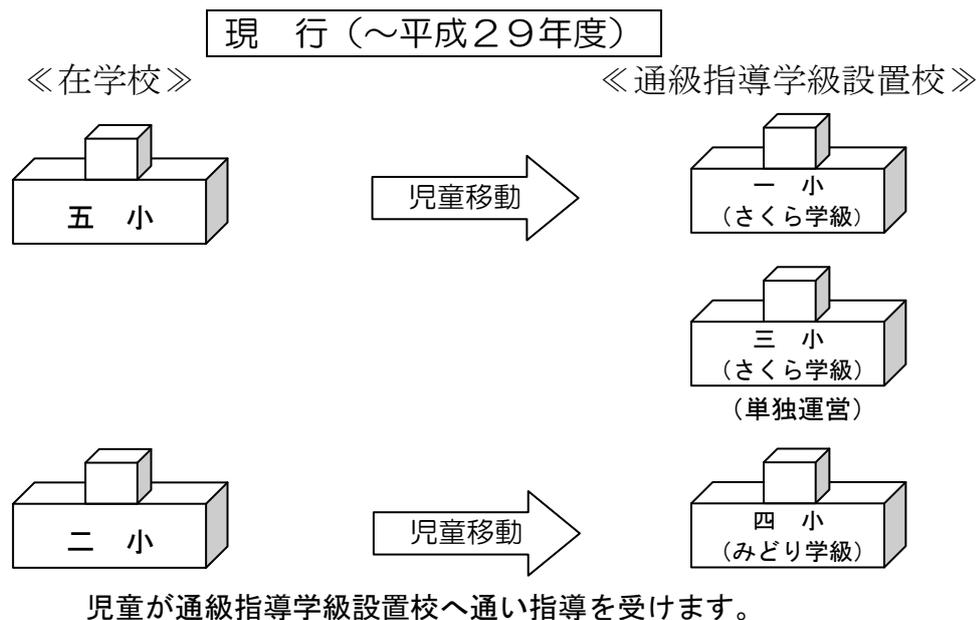
名 称	対 象	概 要	事業開始年度
鑑賞教室事業	1年生	伝統・文化鑑賞教室を実施します。	21
英語検定事業	2年生	日本英語検定協会による検定試験を実施します。	23

補習事業(フューチャースクール)	1～3年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を土曜日及び長期休業中に通学校で実施します。	27
------------------	-------	--	----

### (3) 特別支援教育の充実

小学校の「情緒障害等通級指導学級」(通称「通級指導学級」)は、「東京都発達障害教育推進計画」に基づき「特別支援教室」へ変更されます。

町では、平成28年度に「特別支援教室準備委員会」を設置し、平成30年度に特別支援教室をすべての小学校へ開設します。



※ 中学校2校については、両校とも通級指導学級を既に設置しているため変更はありません。

(4) 小・中学校体育館及び中学校武道場の非構造部材耐震化事業

国は、公立及び国立学校施設の構造部材のほか、非構造部材の耐震化<sup>※</sup>を推進しています。また、町の小・中学校の体育館等は、「瑞穂町地域防災計画」で災害時の避難場所として指定されています。このことから震災時の児童・生徒の安全を確保し、また、避難場所としての機能を確保するため、すべての小・中学校の体育館等の天井、照明器具や窓ガラスなどの非構造部材の耐震補強を進めています。

耐震補強に向けた施設の調査及び設計を平成29年度に行い、耐震化工事を平成30年度に施工します。

※ 公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について（平成25年8月7日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）

### 3 施策の優先度

(1) ソフト事業

区 分		事 業 名	運用開始 希望年度
教 育 校	教育環境	特別支援教室開設（小学校）	H30
		瑞穂ケーブルテレビ加入（小・中学校）	H30

(2) ハード事業

区 分		事 業 名	整備希望 年 度
学 校 教 育	防災・防犯	小・中学校体育館及び中学校武道場の非構造部材耐震化	H30
		学校防犯カメラ改修（四小、瑞中）	H30
	教育環境	小・中学校の各教室で使用するテレビモニター購入 ※既存のブラウン管テレビの更新（記録媒体を接続できるモニター）	H30～ H33
		水飲栓直結化事業（二小、五小）	H31以降
社 会 教 育	施設改修	図書館（スーパーリニューアル）	H30～ H34
		スカイホール	H30～ H32

## いじめ防止対策等について

## 1 いじめ防止基本方針策定等までの経緯

- 平成 23 年 10 月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺  
 平成 24 年 7 月 文部科学大臣の談話  
 「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
- 平成 25 年 2 月 第 2 次安倍内閣  
 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第 1 次提言）」  
 「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



- 平成 25 年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」6 月公布、9 月施行  
 「いじめの防止等のための基本的な方針」  
 10 月策定



- 平成 26 年 6 月 東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後  
 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」  
 「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7 月初旬、公布・施行）



- 各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）  
 「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



- 各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）  
 「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

## 2 瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

### 平成24年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

### 平成26年度

#### 「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ・「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ・「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ・教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

#### 「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ・「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ・児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ・教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ・「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

### 平成29年度

平成26年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正予定

## 3 いじめ認知件数

(単位：件)

区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
小学校	54	30	3
中学校	10	11	6

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

平成28年度におけるいじめの認知件数は、平成27年度と比較すると小学校が増加、中学校が横ばいとなりました。教職員が「いじめは絶対に許さない」という意識をもって教育活動を行った結果だと考えます。平成29年度の新たな取り組みとして、現在、「いじめ防止ポスター」を中学校と教育委員会が連携し作成しています。（平成29年11月完成予定）

子どもたちは、地域の一員として育ち、地域社会の形成者としてたくましく成長していくことが望めます。瑞穂町教育委員会では、次代の担い手としての子どもたちのよりよい成長を目指し、平成29年度から地域に根差した教育の推進を重視します。第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）に基づき、瑞穂町の全ての小・中学校で、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる児童・生徒を育成します。各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等とおして、新たな施策「ふるさと学習『みずほ学』」を進めていきます。

## 「みずほ学」とは…

## 地域を知り 地域と関わり 地域で学び 地域でできることをする学び

- 地域の自然、地域の伝統・文化・歴史、地域産業、地域の方々との交流、国際交流、企業・高校等との交流、福祉、まちづくり、安全・安心等について学びます。
- 体験的な活動を通して、まちへの関心を持ち、まちの素晴らしさを知り、まちのよさに誇りを持ち、まちづくりのためにできることを実践し、よりよいまちづくりに貢献する態度を養います。
- 次期学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学びで、学習活動の質的転換を図り、思考力・判断力・表現力を付けます。
- 学習活動の中で、子どもたちが互いの理解を深めたり、よさを認め合ったりする場を大いに生み出し、よりよい人間関係の形成に繋げ、豊かな心を育みます。



## 「みずほ学」では…

体験 協働 創造 思考 追究 表現 をしながら学びます。

① 「知る」学び…地域の自然・文化・歴史を探究します。

② 「関わる」学び…地域の皆さんと交流します。

③ 「する」学び…地域で「わたしにできること」を実践します。

## 「みずほ学」の例…

◇各小・中学校で「ふるさと学習『みずほ学』推進プラン」を作成し、「ふるさと学習『みずほ学』」を推進します。  
◇下記の活動はほんの一例です。他にも各小・中学校の地域の特色を生かした「みずほ学」を展開していきます！！



### 【自然】

- 小動物・野鳥の学習
- 植物の観察学習
- ニホンイシガメの飼育
- エコパークでの学習



### 【地域産業】

- 狭山茶の学習  
(茶摘み・茶もみ)
- シクラメン栽培・鑑賞
- 牧場での学習  
(搾乳・動物とのふれあい)
- 観光ポスター



### 【地域の方との交流】

- 瑞穂音頭の学習 (全小学校)
- 聞く・受け継ぐ「語り部」学習
- 昔遊びの学習
- 給食交流

### 【キャリア教育】

- 職場体験学習 (全中学校)

### 【福祉】

- 認知症理解学習 (全小学校)  
(認知症サポーターになろう！)

### 【伝統・文化・歴史】

- 東京多摩だるまの学習
- 村山大島紬の学習
- 瑞穂町歌の学習
- お囃子・和太鼓



### 【企業・高校等との連携】

- 地域企業 (IHI) 宇宙の学習
- 瑞穂農芸高校との交流

### 【国際交流】

- 米軍横田基地との交流
- モーガンヒル市 (米国) との交流 (全中学校)

### 【まちづくり】

- 春・秋の街路樹等花植え活動 (全小学校)
- 地域清掃活動



### 【命を守る】

- 救命救急講習 (全小学校)

### 【安全・安心】

- 地域における災害時の安全学習
- 地域安全マップづくり

## 「まちの先生」…

◇地域の方々を「まちの先生 (ゲストティーチャー)」として招き、体験的な活動等を通じた学習を推進します。

【まちの先生】○保護者等教育ボランティア ○地域に詳しい方 (専門家等) ○地域の高齢者の皆さん ○地域の職場 (企業・農家等) の皆さん  
○町行政 (図書館・けやき館・社会教育課・企画課・建設課・高齢課) 等 全ての皆さんのご協力により進める「みずほ学」です。

◇「まちの先生」を発掘し、「まちの先生リスト」の作成を進めます。

◇地域教材のよさ… 子どもたちの興味・関心を得やすく、学習した後も子どもたちの成長の中で身の回りに在り続けます。ですから、学びをその後の学習に発展させる契機となり得る可能性を秘めています。このような学びのできる「ふるさと学習『みずほ学』」は、たくましく生きる力を育てることに繋がっていくと考えます。

# ふるさと学習「みずほ学」 単元を通した「みずほ学」型学習過程 ～主体的・対話的で深い学びの実現を目指して～



「『み』つける」…課題を設定し、学習計画を立てる。

「『す』ずめる」…計画を基に追究し、まとめ、発信する。

「『ほ』ほえむ」…学びの達成感や成就感を味わう。

## 「みつける」時間

### 1 発見

◆課題発見のきっかけとなる出会いをする。

- これまでの生活経験や既習事項を想起する。
- 各教科等での既習事項、様々な行事等との関連を図る。
- 題材に十分ふれ、課題設定に結び付く体験的な活動をする。
- 「まちの先生（ゲストティーチャー）」等から学ぶ。
- 身近な事象とのふれあいを通して、疑問をもつ。
- 体験等により感じたことを発表し合い、感想交換の場をもつ。
- 感想の交換により、課題設定のイメージをつかみやすくする。
- 自分が取り組もうとする学習課題を絞る。

### 2 設定・計画

◆課題の設定・学習計画を立てる。

- 「発見」の学習を基に、価値ある課題を決める。
- 課題について、調べたいこと（学習のゴール）を明確にする。
- 学習のゴールを目指し、学習の方法や手順を計画する。
- 追究に必要な準備物を考える。
- どのようにまとめ、発信するのか計画する。
- 与えられた時間の使い方を考え、学習計画を立てる。
- 見通しのある学習を進めるための「学習計画表」を作成する。

## 「すすめる」時間

### 3 追究

◆情報収集・整理・分析しながら課題を追究する。

- 学習課題を振り返りながら、計画表を基に学習する。
- 毎時間の学習を振り返りながら、追究を進める。
- 考え・調べ・発見し・確かめながら、目標の達成に近づく。
- 見学・実験・観察を行い、必要なことを記録する。
- 「まちの先生（ゲストティーチャー）」等から詳しく学ぶ。
- 本・ビデオ・カメラ・電話・インターネットなどを活用する。
- 必要に応じて、インタビューやアンケートを行う。
- 情報交換を充実させ、新たな課題を見付ける。  
〈例1〉中間発表日を受け、ワークショップ形式等で交流し合う。  
〈例2〉毎時間、グループ学習等、交流の時間を設定する。
- 情報交換を基に、アドバイスし合いながら、追究を深める。
- 必要に応じて、計画を追加したり修正したりする。
- 学習のゴールにたどり着くまでに、発信の方法を見直す。

### 4 まとめ・表現

◆追究した成果をまとめたり発信したりする。

- 「学習計画表」を基に、一時間一時間を振り返る。
- 追究してきた学習の過程を整理する。
- 相手に伝わる分かりやすいまとめ方と発表方法を考える。
- 新聞・絵本・紙芝居・模造紙・レポートなどにまとめる。
- 表・グラフ・写真などを使って分かりやすくする。
- ビデオを使ったりクイズにしたりするなどの工夫をする。
- 実際に物を見せたりやって見せたりする工夫をして発表する。
- 自分が学んで得た気付き、思いや願い、喜びなどを伝える。
- 発表・発信により、自分の学びをより確かなものにする。
- 発信したいことは、まず、自分から実践する。
- 友達の発表からも学び、感想を伝える。
- 学んだことを自分の生き方に生かす。

だいすき  
みずほ！

## 「ほほえむ」時間

- 「発見」の学習をする前の自分と比べ、その変容を感じる。
- 自分の学びに自信をもち、達成感や成就感を味わう。
- 学びを深めたり広げたりし、生活に生かしていこうとする。

瑞穂町総合教育会議要綱

〔平成27年8月6日〕  
瑞穂町総合教育会議告示第1号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、瑞穂町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整（以下「協議等」という。）を行う。

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議は、町長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。ただし、緊急で教育委員会委員を招集する時間的余裕がないと認めるときは、町長及び教育長のみで総合教育会議の会議を開くことができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して総合教育会議の会議の招集を求めることができる。

(副町長等の出席)

第5条 町長は、円滑な協議等に資するため、次に掲げる職にある者に総合教育会議の会議に出席を求めることができる。

- (1) 副町長
- (2) 企画部長
- (3) 教育部長

(会議の公開)

第6条 総合教育会議の会議は、法第1条の4第6項の規定により、公開する。ただし、町長及び教育長があらかじめ協議して、次の

各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 個人の秘密を保つ必要がある事項を協議するとき。
  - (2) 総合教育会議の会議の公正が害されるおそれがある事項を協議するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上非公開とする必要がある事項を協議するとき。
- 2 前項ただし書に規定する協議の結果は、公開しないと決定した事項を協議する総合教育会議の会議の始めに、町長が出席した教育委員会委員に発議し、その4分の3以上の多数で公開すべきと議決したときは、当該会議を公開する。
- 3 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、総合教育会議の会議の日に協議事項が第1項各号のいずれかに該当するに至ったと認める場合において、出席構成員の発議により、その3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(会議録)

第7条 町長は、総合教育会議の会議の終了後、遅滞なく、その会議録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書及び第3項の規定により公開しないと決定した事項に係る会議録は、公表しないものとする。

(意見の聴取)

第8条 総合教育会議は、第2条に規定する協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、教育部教育課において処理する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日瑞穂町総合教育会議告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合における改正後の第4条第2項ただし書及び第6条第2項の規定の適用についてはこれらの規定中「教育委員会委員」とあるのは「教育委員会委員（教育長を除く。）」とする。